

《公益財団法人 国際労働財団》

—無用な労使紛争を未然に防止し  
社会の発展と労使関係の安定を—

# 労使紛争未然防止セミナー

2017年8月8日（火） 13:00～17:00

ベルサール神保町 2F Room A. B. C



公益財団法人 国際労働財団

Japan International Labour Foundation (JILAF)



# プログラム

[司会：齋藤副事務長]

◆ 主催者あいさつ [南雲理事長] 13：00～13：10

◆ 基調講演 13：10～13：50

「ASEAN経済統合と雇用・労働（労使関係）への影響と労働組合の課題」

香川 孝三 神戸大学名誉教授・大阪女学院大学名誉教授

◆ 各国報告「労使紛争の現状とその背景、未然防止に向けて」

<タイ>

Mr. Chalee Loysong 13：50～14：10

タイ電子・電気機器・自動車・金属労働組合総連合会（TEAM）事務局長

Ms. Siriwan Romchatthong

タイ経営者連盟（ECOT）事務総長 14：10～14：30

◆ 休憩（10分） 14：30～14：40

<ベトナム>

Ms. Tran Thi Thanh Ha

ベトナム労働総同盟（VGCL）労使関係局副局長 14：40～15：00

山崎 政男

TOTOベトナム（TOTO VIETNAM CO., LTD.）社長 15：00～15：20

◆ 休憩（10分） 15：20～15：30

◆ パネルディスカッション 15：30～16：50

[コーディネーター：香川 孝三 神戸大学名誉教授・大阪女学院大学名誉教授]

◆ まとめ・閉会 [安永専務理事] 16：50～17：00

\* \* \* \* \*

# 報告者プロフィール

## 香川 孝三 (Mr. Kozo Kagawa)

神戸大学名誉教授・大阪女学院大学名誉教授

### <主な経歴>

東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得  
富山大学助教授、同志社大学助教授、同志社大学教授、神戸大学大学院国際協力研究科教授を経て、2007年4月から大阪女学院大学教授  
専門は、アジア法、労働法、労使関係法  
2004年から2年間駐ベトナム日本大使館公使として赴任  
日本労務学会理事、日本ジェンダー学会副代表、アジア法学会理事、金属労協（JCM）労働リーダーシップコース校長  
著書に、「アジアの労働と法」、「インドの労使関係と法」、「ベトナムの労働・法と文化」など多数

## チャーリー・ローイスーン (Mr. Chalee Loysong)

タイ電子・電気機器・自動車・金属労働組合総連合会（TEAM）事務局長  
タイ労働者連帯委員会（TLSC）副委員長

### <主な経歴> 下記の労働組合役員を約30年間歴任

パナソニック・タイランド労働組合事務局長、その後、同労働組合委員長。  
タイ電子電気機器労働組合連合会事務局長および委員長  
タイ電子電気機器・自動車・金属労働者総連合会（TEAM）委員長  
タイ労働者連帯委員会（TLSC）委員長  
労働博物館財団、アーロムポンパガン財団委員  
各種労働組合、労働組合連合会、労働グループ相談役  
ウトン社会保険委員

## シリワン・ロムチャットング (Ms. Siriwan Romchatthong)

タイ経営者連盟 (ECOT) 事務総長

### <学歴及び主な経歴>

国立発展行政大学院公共経営修士

チュラーロンコーン大学経営学修士

労働裁判所陪席裁判官

労働省労使関係委員会 (経営者代表)

国家代表 : スイス・ジュネーブ ILO 第 90、92、94、96、100 回総会における雇用主代表

### <客員教授>

労使関係、チュラーロンコーン大学商業経営学部 (商学士コース)

労使関係、Hua-Chiew 大学経営学部 (経営学修士コース)

労使関係、国立発展行政大学院 (人材管理学部)

### <表彰等>

成績優秀賞 2015 年 1 月 29 日チュラーロンコーン大学商業経営学部表彰

2005 年「民間企業経営者」部門今年の女性、2005 年 3 月 7 日労働省表彰国際婦人デー

## チャン・ティ・タイン・ハ (Ms. Tran Thi Thanh Ha)

ベトナム労働総同盟 (VGCL) 労使関係局副局長

### <主な経歴>

1994 年 1 月-1996 年 7 月 専門員

1996 年 7 月-2001 年 3 月 専門員

2001 年 3 月-2006 年 1 月 クー・ティ・ハウ VGCL 会長の個人秘書

2006 年 1 月-2009 年 3 月 VGCL 法律相談センター長、主幹専門員

2009 年 3 月-2014 年 5 月 VGCL 政策・法務局労働関係法務課長、上級専門員

2014 年 5 月-現在 VGCL 労使関係局副局長

フリードリヒ・エーベルト財団 (FES) と連携し、労働及び労働組合法の策定、労働組合、労使関係分野の法律相談や法的支援 (集団労働協約、労働争議やストライキの解決、賃金、社会保険、グリーン成長など) を 20 年近く担当

APHEDA プロジェクト (インフォーマルセクターの組織化、スキルアップ) に 5 年間従事 (1998 年-2003 年)

SIIR プロジェクト (調和的労使関係構築のための労働傷病兵社会省プロジェクト) に 3 年間従事

ILO との労働関係に関するプロジェクトに 3 年間従事

**山崎 政男**  
**(Mr. Masao Yamasaki)**

TOTO ベトナム社長

<主な経歴>

1989年4月 東陶機器株式会社入社 本社・衛陶技術部  
2002年9月 本社・衛陶企画部部長  
2006年4月 本社・衛陶技術部部長  
2009年4月 本社・衛陶生産本部副本部長兼衛陶技術部部長  
2012年4月 本社・国際事業統括部部長  
2015年4月 TOTO ベトナム社長

\* \* \* \* \*

2017年8月8日 労使紛争未然防止セミナー

## ASEAN 経済統合と雇用・労働（労使関係）への影響と労働組合の課題

香川孝三

はじめに

1967年8月8日反共主義の政治同盟としてタイ、フィリピン、マレーシア、シンガポール、インドネシアの5か国で設立。1984年1月ブルネイ加盟。その後冷戦体制崩壊に伴って、組織の性格が変更し、経済協力を目指す地域組織になる。1995年7月ベトナム、1997年7月ミャンマーとラオス、1999年4月カンボジアが加盟  
パプア・ニューギニアは1976年からオブザーバー、東チモールもオブザーバー、加盟希望

ASEANの活動は日本からは見えにくい。意思決定がコンセンサス方式を採用し、多数決では決めないこと、決まったことを実施するのは各国の政策にまかされている。具体的に、どの問題がどこまで進んでいるかは各国で実施される政策をみななければならないので、成果が見えにくくなっている。

ASEANの会議には日本も参加しているが（ASEAN+3）、外交・政治関係については報道されるが、労働関係についてはほとんど報道されない。

### 1 ASEAN 経済統合の成立

2015年12月31日に成立

ASEAN 経済共同体、ASEAN 政治安全保障共同体、ASEAN 社会文化共同体の3つの成立を目指し（アセアン共同体ビジョン2025）、まず経済共同体が成立した。（アセアン経済共同体ブループリント2025）

4本柱	単一市場と生産基地	モノ・人・カネ・投資の移動の自由、熟練労働者の移動の自由、食糧・農業・林業の安定確保
	競争力のある地域経済	知的財産、消費者保護、税制、通関業務の共通化、
	均等な経済発展	大企業と中小企業の格差是正
	グローバル経済への統合	他の地域との自由貿易体制を構築

### 2 ASEAN 経済統合にかかわる労働問題

以下の作業目標を立てた

熟練労働者のビザや雇用許可によって移動の自由を整備

専門的業務の資格の相互承認

その相互承認のための交渉を始める

サービス分野における人的資源管理や能力向上を強化する  
サービス分野で中核となる能力や資格を設定すること  
労働市場計画を策定する能力を向上させること

以下の戦略目標を立てた

労働や雇用に関する法的基盤を整備すること  
労働法施行のための能力向上  
労働分野にかかわる当事者間の社会的対話を高めること  
雇用の機会を増やすために労働市場を整備、労働力開発を高める

具体的な課題として以下がある

ASEAN 間の移民の権利保護、人身売買を伴う場合があること、  
労働法施行のために労働監督行政担当者の教育、腐敗防止  
安全衛生のネットワークによって情報共有・人材育成  
労使紛争処理のための行政担当者・裁判官・弁護士の育成  
就職サービスや職業訓練の充実  
失業・病気・老齢・障がいにより苦しむ者への社会保障や社会的保護  
公衆衛生や職場における HIV や AIDS 問題についての人材育成

政労使三者の対話  
企業の社会的責任の推進  
ILO, 国際 NGO, 労働組合との協力

貿易の自由化によって影響を受ける労働力の雇用対策  
良好な労使関係の構築  
インフォーマル・セクターの社会的保護  
労働移動や労働市場に関する情報や分析の共有

### 3 労働組合の立場

2つの組合がある。

1つは 1994 年結成のアセアン労働組合協議会

ブルネイを除いた各国の全国労働組合が加盟

もう1つは 2007 年結成のアセアン・サービス従業員労働組合協議会

建設・金融・通信・保健・電機・輸送部門の組合が加盟



アセアン三者社会対話会議      2009年以來、政府、使用者団体との会合を開催

労働組合は基本的にアセアン共同体の形成に賛成であるが、協調的で生産性向上を目指す労使関係の構築、そのための団体交渉制度の定着、ディーセント・ワーク、仕事と家庭との両立を目指す、インフォーマル・セクター・子ども・女性・障がい者・移民労働者・非正規労働者という社会的弱者への配慮、技能の向上のための人材育成制度作りを主張している。

#### 4 具体的な問題

##### (1) 専門職等の移動の自由

エンジニア、看護師、建築士、測量士、医師、歯科医師、会計士、旅行業専門職の8業種について相互承認の協定が1995年に締結されている。

商用訪問者、企業内転勤者、契約で合意したサービス提供者に限定して移動の自由を認める協定が2012年に締結されている。

##### (2) 未熟練労働者の移動

この中に違法な移民労働者が含まれる。10か国の間の賃金格差が移民を生み出している。シンガポール、マレーシア、タイが受け入れ国

カンボジア、ラオス、ミャンマー、フィリッピン、ベトナムが送り出し国

移民労働者が劣悪な労働環境のもとで働いていること

2007年移民労働者の権利と保護に関するASEAN宣言(セブ宣言)、受け入れ国の義務と送りだし国の義務を記載

しかし、移民労働者の権利を保護する協定の締結がこころみられているが、まだ成立していない。

##### (3) 団体交渉の定着

組合の組織率が低いこと

組合の登録強制制度のために、登録申請からそれが認められるまでの間に時差があり、その間に組合つぶしがなされる。その前後でも組合つぶしが見られる。御用組合を先に作ってしまって、新たな組合作りを妨害する。

企業内に複数組合が併存する場合、どの組合と交渉するか。日本はすべての組合との交渉義務があるが、組合間差別の問題は発生するおそれがある。もっとも代表的な組合と交渉するという仕組みのある国もある。

